

三浦市移住・定住促進冊子制作業務委託
募集要項

令和7年8月

三浦市

目次

1	目的	- 1 -
2	提案内容	- 1 -
3	業務の概要	- 1 -
4	参加資格等	- 2 -
5	選定スケジュール	- 3 -
6	プロポーザル方式等の実施の公告	- 3 -
7	参加申込書の提出等	- 3 -
8	質問書の提出等	- 4 -
9	企画提案書の提出等	- 4 -
10	辞退届の提出	- 5 -
11	プロポーザルの審査方法等	- 5 -
12	選定基準	- 6 -
13	審査結果	- 6 -
14	契約手続	- 7 -
15	失格事項	- 7 -
16	その他留意事項	- 7 -
別	表	- 8 -

○ 三浦市移住・定住促進冊子制作業務委託募集要項様式集

- 様式1 参加申込書
- 様式2 誓約書
- 様式3 役員名簿
- 様式4 グループ構成表
- 様式5 質問書
- 様式6 企画提案書表紙
- 様式7 業務体制表
- 様式8 同種類似業務実績届
- 様式9 見積書
- 様式10 参加辞退届

○ 三浦市移住・定住促進冊子制作業務委託仕様書

この募集要項は、三浦市移住・定住促進冊子制作業務委託について、最適な契約候補者をプロポーザル方式により選定するために必要な手続きを定めるものである。

1 目的

平成7（1995）年以降、三浦市は人口減少が続いている。国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2023年）」の調査結果では、三浦市の人口は2030年に約35,000人、2040年には30,000人を下回ることが見込まれている。

人口減少を抑制するための施策として本業務は、令和2年度と同様に若年層をターゲットとし、移住検討者が思わず手にとりたくなる、興味・関心を引くインパクトのあるデザインで、冊子を読んだ人が三浦市に住みたくなる・住み続けたいとなるような魅力が伝わる内容の移住・定住冊子を制作する。

2 提案内容

提案書には以下の内容について定めること。

（1）業務の方針（コンセプト）

冊子のコンセプトを記載すること。ターゲットである「若年層」を更に絞り、絞った理由を含めて明示すること。（例：20代、女性、DEWKS、●●沿線の住人、リモートワーカー、アウトドア志向の人、Iターン層、Uターン層など。）

ただし、三浦市が示したターゲットではなく、より三浦市にとって有効・ふさわしいと思えるターゲットを示すことができる場合は、選定した理由を明確にし、提案することは差し支えないものとする。

（2）冊子の内容

ア 冊子の仕様（サイズ、紙質など）

イ 冊子の掲載内容、ページ割

（3）業務スケジュール

3 業務の概要

（1）業務名

三浦市移住・定住促進冊子制作業務

（2）業務の内容

以下に掲げる作業内容を基本とし、受託者の企画提案に基づいて、詳細な作業内容及びスケジュールを定めるものとする。

ア 移住・定住促進冊子の制作業務（企画・立案・打合せ等会議・デザイン・レイアウト・取材・編集・校正（必要回数）・印刷・製本・納品・工程管理など、制作に係るすべての作業を含む。）

（3）履行期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）までとする。

（４）提案上限額

本業務の提案上限額は、3,253,091円（消費税及び地方消費税を含まない。なお、税込額は3,578,400円）とする。

なお、提案上限額を超える額で提案した事業者は失格とする。

（５）支払方法

完成後一括払いとする。

（６）連絡先

三浦市 政策部 政策課 （担当：高橋）

住所 〒238-0298 神奈川県三浦市城山町1番1号

電話 046-882-1111（内線212）

FAX 046-882-2836

E-mail:seisaku0101@city.miura.kanagawa.jp

4 参加資格等

プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、一つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

- （１）単独事業者又は共同事業者であること。
- （２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に掲げる者でないこと。
- （３）三浦市指名停止等措置要領（平成7年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- （４）直近決算年度に係る消費税及び地方消費税、法人事業税、法人市民税並びに固定資産税を完納し、滞納がないこと。
- （５）三浦市暴力団排除条例（平成23年三浦市条例第2号。以下「市条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でない者であること。
- （６）神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していない者であること。
- （７）役員等（個人である場合にはその者を、法人等である場合にはその役員（市条例第2条第5号に規定する役員をいう。）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有していない者であること。
- （８）審査委員会の委員が経営又は運営に関与していない者であること。

5 選定スケジュール

項 目	日 程
募集公告・参加申込受付開始	令和7年8月15日（金）
参加申込書提出期限	令和7年8月29日（金）
参加資格者と認めたものへの通知	令和7年9月12日（金）
質問の受付開始	令和7年9月16日（火）
質問の提出期限	令和7年9月19日（金）
質問の回答期限	令和7年9月22日（月）
企画提案書提出期限	令和7年10月3日（金）
参加辞退届提出期限	令和7年10月6日（月）
提案説明会（プレゼンテーション）	令和7年10月14日（火）
選考結果の通知	令和7年10月15日（水）
業務委託契約	令和7年10月下旬

なお、上記スケジュールは、変更となる場合がある。

6 プロポーザル方式等の実施の公告

三浦市移住・定住促進冊子制作業務委託公募型プロポーザルの実施を公告する。

- （1）本プロポーザルについて、三浦市ホームページ並びに三浦市役所、南下浦出張所及び初声出張所の掲示場で公表する。また、かながわ電子入札共同システム「入札情報サービスシステム」にも情報を掲出する。
- （2）本プロポーザルの関係書類及び参加するために必要な書類は、三浦市ホームページからダウンロードする。

7 参加申込書の提出等

- （1）提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 役員名簿（様式3）

エ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本の写し）※法人の場合。個人で商号を用いる場合は商号登記簿謄本の写し）

オ 印鑑証明書

カ 納税証明書（直近決算年度に係る消費税及び地方消費税、法人事業税、法人市民税並びに固定資産税がそれぞれ完納されていることを証明するもの）

※ エ、オ及びカは、提出日前3か月以内に発行したもの（写しも可とする。）。

※ 共同事業体の場合は、グループの構成表（様式4）及びすべての構成員におけ

る上記のイからカを提出すること。

(2) 提出方法：2 (6) の連絡先へ持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）。

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(3) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果は、参加申込書に記載された電子メールアドレス宛に通知する。
受信確認を返信すること。

8 質問書の提出等

提案書等の作成に関する質問の提出及び回答は、次のとおりとする。

(1) 提出書類：質問書（様式5）

(2) 提出期限：令和7年9月19日（金）午後5時

(3) 提出方法：質問書に質問事項を箇条書きで記載し、件名を「【質問】三浦市移住」とし、2 (6) の連絡先へ電子メールにより送信すること。

(4) 回答方法：令和7年9月22日（月）までに、本市ホームページに掲載する。

なお、質問のあった事業者名は公表しない。

9 企画提案書の提出等

企画提案書は次に定めるところにより提出すること。提出書類については、提出後の修正は認めない。

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式6）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 業務体制表（様式7）

エ 同種類似業務実績届（様式8）

(ア) 実績がない場合には提出不要とする。

(イ) 受託実績を証明する書類（契約書）の写しを添付すること。

(ウ) 自社以外の協力を受ける場合は、自社を含む協力事業者との共同企業体による業務実績の記入も可とする。ただし、提案書提出後に協力事業者の変更は原則認めない。

オ 見積書（様式9）及び積算内訳書（任意様式）

カ 冊子のデザイン案（表紙を含むページのイメージ）（任意様式）

(ア) 写真や文字はダミーでも可。

(イ) ページ数の指定はないが、全体のイメージが伝わるようなデザイン案

キ 冊子に使用する紙質のサンプル

(2) 提出期限

令和7年10月3日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

2 (6) の連絡先へ持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出部数

正本1部、副本5部

(5) 企画提案書の留意事項

ア 企画提案書は、上記「(1) 提出書類」のアからオまでを左端2箇所にはホッチキス止めし、カ及びキとともにクリップ止め等してまとめ、正本の表紙には代表者印を押印することとし、他の企画提案書の表紙は副本（コピー）とする。

イ 企画提案書は、原則A4版、文字は10.5ポイント以上とし、表紙・目次などを除き両面5枚（10ページ）程度とし、ページ番号を付すこと。

ウ 企画提案書は、業務目的・業務委託の内容を踏まえ、業務を遂行するための具体的な手法等を記載すること。

10 辞退届の提出

参加申込後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合には、令和7年10月6日（月）午後5時までに参加辞退届（様式10）を2 (6) の連絡先へ提出すること。

11 プロポーザルの審査方法等

(1) 審査方法等

ア 審査方法

三浦市移住・定住促進冊子制作業務委託審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、提案書、見積書及びプレゼンテーションの内容を審査のうえ、契約候補者を選定する。

イ 審査委員会の構成

審査委員会は、次のとおり5名で構成する。

市長室長、政策部長、市民協働課長、田中保険年金課主事、上野観光商工課主事

(2) 提案説明会（プレゼンテーション）

次により提案説明会（プレゼンテーション）を行うものとする。

ア 日時・会場（状況により変更する場合がある。）

令和7年10月14日（火）午後1時から午後5時まで（予定）

三浦市役所 本館4階 議会第一会議室

イ 出席者

3名以内とする。

ウ 時間配分

企画提案書に基づく説明（10分以内）及び審査委員による質疑（10分以内）とし、

計 20 分とする。

エ その他

- (ア) プレゼンテーションは、事前に提出された提案書を用いて行うこととし、当日の差し替え、再提出、追加、削除は認めないものとする。
- (イ) プレゼンテーションの話者は、実際に業務を行う場合の主たる実務担当者とする。
- (ウ) プレゼンテーションは、非公開とする。
- (エ) プロジェクターを使用しての説明を可とする。

なお、本市はプロジェクター及びスクリーンを用意するが、それ以外の使用機材は、提案者側で用意すること。

12 選定基準

評価項目、配点等については、別表「三浦市移住・定住促進冊子制作業務委託プロポーザル審査表」に定めるとおりとする。評価の結果、最も得点の高い提案事業者を契約候補者として選定する。なお、同点の場合は、審査委員会委員の協議により選定する。

選定後に本市と契約候補者とが交渉を行う。交渉成立後、本市が正式に契約候補者として決定する。なお、当該交渉がやむを得ない事由により不調となったときは、審査により順位付けられた上位の者から順に交渉を行う。

ただし、得点が60%未満の場合は落選とし、すべての応募者が落選した場合は、該当者なしとする。

また、選定基準に加点項目「広報・情報発信力」を設ける。冊子を見た読者がSNSやウェブページにアクセスすることで、移住促進が図られるSNS等のウェブページとの連携に関する企画内容を提案した場合に加点を行う。

当該企画内容は、本委託業務に含まない取組（冊子制作後又は冊子制作と平行して三浦市が別途委託又は直営により実施する取組）を想定している。そのため提案を行う場合には以下の点を定めること。ただし、提案者が本委託業務の範囲内で実施するものとして提案することは差し支えないものとする。

- (1) 実施した場合の概ねの価格
- (2) 実施した場合に見込まれる効果と根拠

13 審査結果

審査を受けた各事業者に対し、令和7年10月15日（水）までに審査結果を電子メールで通知し、本市ホームページに掲載する。（契約候補者については、その名称まで掲載する。）

14 契約手続

契約候補者と業務の内容及び契約条件の詳細について協議のうえ、作成した仕様書等に基づき、契約候補者と随意契約する。

15 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類の提出方法、提出期限等がこの要項に適合しない場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- (3) プレゼンテーションに出席しない場合
- (4) 「3 参加資格等」を満たさない場合
- (5) 提案書提出時の見積書の見積金額が提案上限額を超えている場合
- (6) 審査の公平性を損なう不誠実な行為があった場合

16 その他留意事項

- (1) 本募集における書類の作成、提出等にかかる費用は、事業者の負担とする。
- (2) 提出書類について、その提出期限後は差替え及び再提出は認めないものとし、事業者選定後に返却はしない。また、審査目的の範囲内で複製することがある。
- (3) 提案に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。
- (4) 提案事業者から提出された書類の著作権は、原則として、書類の作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等については、公表、報告、その他三浦市が必要と認めるときには無償で使用できるものとする。
- (5) 審査結果の異議申し立ては認めない。

別 表

三浦市移住・定住促進冊子制作業務委託 プロポーザル審査表

No.	評価項目	点数	評価指標		確認する資料
1	コンセプト	5	理解度	本業務の目的について十分理解しているか。	企画提案書（任意様式）のうち「コンセプト」
		20	訴求力	ターゲットへの訴求力があり、移住・定住を促進できるコンセプトとなっているか。	
2	事業実現性	5	スケジュール	合理的なスケジュールとなっているか。	「スケジュール」
		5	実施体制	人的体制の充実度は高いか。	業務体制表（様式7）
		5	実績	本業務が遂行可能と判断できる実績を有しているか。	同種類以業務実績届（様式8）
3	制作力	25	デザイン	インパクトがあるなど、手に取りたくなるもの、興味・関心を引くものであるか。	企画提案書（任意様式）のうち「冊子の仕様」、冊子のデザイン案及び冊子に使用する紙質のサンプル
		25	掲載内容	掲載内容は三浦市に住む魅力を伝えられるか。	企画提案書（任意様式）のうち「冊子の掲載内容」「ページ割」
4	経済性	10	提案内容に関する見積額	見積金額及び提案上限額から算出した価格評価点に基づき評価する。	見積書（様式9）
合計		100			

No.	加点項目	点数	評価指標		確認する資料
1	広報・情報発信力	20	ウェブページとの連携案の効果	冊子を活用したSNS等のウェブページとの連携案は、効果を高めることができ、実現可能な内容・価格となっているか。	企画提案書（任意様式）